

令和3年8月 河北町農業委員会総会（第8回）

令和3年8月25日（水曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場2階第1会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番	高橋 清	委員	2 番	逸見 三和子	委員			
4 番	奥山 ちか子	委員	5 番	岡崎 学	委員	6 番	関 紀子	委員
7 番	堀 和彦	委員	8 番	原田 康雄	委員	9 番	奥山 喜幸	委員
10 番	後藤 慶治	委員	11 番	齋藤 仁	委員	12 番	堀米 武	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

3 番 今田 好行 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

増川 仁 農業委員会事務局長兼農林振興課長
奥山 明子 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和3年8月25日（水曜日）午後1時55分開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案の審議

報第13号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第14号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議第30号	農地法第3条の規定による許可申請書について
議第31号	非農地証明願について

以上の議案を一括上程、开会、開議

○ 増川事務局長

定刻前ではありますが、全員お揃いですので只今から、令和3年8月の河北町農

業委員会総会を始めたいと思います。それでは会長あいさつをお願いします。

○ 堀米会長

どうも皆さんご苦勞様です。始まる前に雑談として話が出ておりましたけども、昨年からのコロナ禍が今回、河北町に大きく関わってきたという形になっております。昨日と今日、●●●●小学校が休校となり、今日も町内で4人出ております。クラスターなのか、収束するのかわかりませんが、今田委員の●●●●がPCR検査を受けて陰性だったそうですが、今日は大事をとって欠席とのこと。これまでは目に見えないので、河北町もたまに出るくらいでしたが、今回大きく出ております。このような形の中でも農作業しなければならない作業を皆さん持っていると。私事ですが、弟が東京で勤めておりますが、電話したら東京あたりは人出て変わらない、などと言っておりました。山形では県をまたぐと言われていたと言ったんですが、どうも他人事で。勤め人は年休取って終わるかもしれないけれども。農業している人は雇えば家族、周りにも大きな迷惑がかかります。田んぼ畑に草生えても出られない、1年間春先から頑張ってきたものが全てばあ、やりようによっては来年の農作物に影響を与えるものもあります。このような中で河北町もこのような形です。町の方ではワクチン接種を進めていて、昨日一昨日あたり中学校対象でやっておりました。気をつけることは当然なんですけど危うきには近寄らずということがありまして、十分注意していただきたい。また、まだ暑くなるかもわかりませんので、熱中症など、身体には留意していただきたい。総会も1か月に1回定期的に開かれるわけなんで、農業委員がコロナにかかった、と言って地域の住民に迷惑をかけてはいけませんので、十分気をつけてお互い様を引き締めて農作業に励んでいただきたいと思います。

このような話であいさつにかえさせていただきます。なおかつスムーズな進行にご協力をお願いいたします。ご苦勞様です。

○ 増川事務局長

ありがとうございました。

では次第に基づきまして、会長に座長になっていただいて進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名ですが、8番 原田委員、9番 奥山委員、2名の方、よろしくお願いします。

それでは日程第2議案の審議に進みたいと思います。報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ということで事務局からお願いします。

○ 事務局（奥山）

それでは、私のほうから説明させていただきたいと思います。座ったままで失礼させ

ていただきます。

皆さんのお手元の資料の1ページをご覧ください。報第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。

はじめに、申請番号40番 所在地 谷地字月山堂（ガッサンドウ）●●●●、畑、ほか5筆で計9, 908㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんに相続なったものです。取得後も自作と●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号41番です。所在地 谷地字岩木（イワキ）●●●●、樹園地ほか12筆で計14, 741㎡になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、2ページ、申請番号42番です。所在地 大字溝延字熊野嶋（クマノシマ）●●●●、田、ほか1筆で計2, 074㎡です。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●●●さんが相続したものです。取得後も●●●●さん、●●●●さんから耕作してもらうとのことです。

続きまして、申請番号43番です。所在地 大字溝延字稻荷原（イナニバラ）●●●●●、田ほか12筆で計18, 464㎡になります。所有者 ●●●●さんが●●●●年●●月●●日に亡くなり、配偶者の●●●●さんが相続したものです。取得後は契約はこれからになりますけども、中間管理事業等を通して耕作してもらうとのことです。

以上4件です。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました。相続に関する届け出ということです。

以上で、以下の届け出について、皆さんから意見等ありますか。ないようですので、この件に関してはこのまま進めていただきたいと思います。

続きまして、報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、資料の4ページをご覧ください。報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。

申請番号98番及び99番、所在地 大字溝延字稻荷原（イナニバラ）●●●●●、田、1, 874㎡1筆です。渡し人の、●●●●さんと、受け人の●●●●さんとの基

盤強化法による賃貸借契約の合意解約になります。理由につきましては、これまで貸していた●●●●さんが亡くなり、耕作できなくなり、他の方に貸すためです。以下申請番号106番まで、理由については同様となりますので、渡人と所在地についてのみ読み上げます。

申請番号100番及び101番、所在地 大字溝延字小堤（コツヅミ）●●●●、田、ほか1筆で計2, 152㎡、渡し人は、●●●●さんとなっておりますが、亡くなっておりますので、●●●●さんが相続されております。基盤強化法による賃貸借契約の合意解約になります。

申請番号102番及び103番、所在地 大字溝延字小堤（コツヅミ）●●●●、田、ほか4筆で計11, 562㎡、渡し人は、●●●●さんで基盤強化法による賃貸借契約の合意解約になります。

申請番号104番及び105番、所在地 大字溝延字西浦（ニシウラ）●●●●、田、ほか1筆で計3, 792㎡、渡し人は、●●●●さんで、基盤強化法による賃貸借契約の合意解約になります。

申請番号106番、所在地 谷地字東（ヒガシ）●●●●、田、ほか2筆で計7, 983㎡、渡し人は、●●●●さんで、農地法による賃貸借契約の合意解約になります。

以上9件になります。よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

只今事務局より説明ありました。このことについて皆さんから何か質問等ありますでしょうか。はい、無いようですので、この件に関しては了承します。

続きまして、議第30号 農地法第3条の規定による許可申請書について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

はい、それでは議案書の7ページをご覧ください。議第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号32番、所有権の移転です。所在地 西里字両所（リョウショ）●●●●、畑、319㎡1筆です。渡し人は、●●●●さんと、受け人は●●●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

以上1件よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

この3条の許可について現地確認していると思いますので報告をお願いします。

○ 逸見委員

行ってきました。この農地は草が茂っていて、1軒家があるのですが、その周りは●●●さんの畑できれいになってました。この畑に行くにはその家の前を通らなければならないんですが、通らないでくれと言われたんだそうです。それで、反対側の●●●●さんの耕作されていない畑があるので、接道しているこの畑を買って、そちらから出入りするようにしたいとのことでした。

○ 議長（会長）

ちなみに、そこは草ぼうぼうなのか。

○ 逸見委員

そんなにぼうぼうではないんですが、草が生えていて畑として耕作されていないようでした。

○ 議長（会長）

草薙さんがここを整地して耕作するということか。

○ 逸見委員

はい、それで、ここを通って自分とこの畑にも行きたいということでした。

○ 議長（会長）

はい、ありがとうございました。今逸見委員から説明ありました通りでございます。これに関して皆さんから何かありますでしょうか。ないようですので賛成の方の挙手を願います。はい、全員賛成ですので許可いたします。

次、議第31号 非農地証明願について、お願いします。

○ 事務局（奥山）

資料の8ページをご覧ください。議第31号 非農地証明願についてです。申請番号4番です。所在地 西里字下槇（シモマキ）●●●●、畑、280㎡1筆です。申請事由につきましては、平成元年頃に申請者農地を貸していたんですが、借人が、物置を建築していましたが、その後火事で焼失し、そのまま放置されて現在に至っているというものです。

今回、申請地の隣の道路に面した宅地と一緒に、隣家に売却と下槇公民館用地として無償譲渡する計画があり、確認したところ、申請地が農地のままであったということが

分かったものです。

資料の9ページ・10ページが案内図です。11ページが字切図で、申請地北側の1101が宅地です。現況写真が12ページにありますが、現在建物はなくなっており更地となっております。

以上1件になります。

○ 議長（会長）

ちなみに、平成元年に物置とか建てた時は、農業委員会は無視していたのか。

○ 事務局（奥山）

はい、確認しましたが、4条、5条の転用申請が見当たらず、物置を建設していた借人の方も建設業で、農作業のみではない建築資材等を置くために使用していたそうで、もしかしたら違反転用だったかもしれません。手前の宅地と一緒に何代かに渡って貸し出されていたことから、一体となって宅地利用されてきたようでした。

○ 議長（会長）

今回地主が申請出てきたんだよね。そして非農地証明が通れば、下槇の公民館用地として無償で提供するということか。

○ 事務局（奥山）

はい、そうです。譲渡するということです。東隣の家でも雪捨て場が必要ということで、一部分筆して売却予定です。宅地と合わせると全部で1,172㎡程ありますが、686㎡を公民館用地に、残り486㎡を隣家へ売却する予定になります。

○ 議長（会長）

現地確認した方お願いします。

○ 奥山（喜）委員

現地確認行ってまいりました。現在は申請地については大きめの碎石があって、平らになっている状態でした。本来は畑なので建物を建てていけないと思うのですが、20数年前、火災の時、私も新任消防団員として消火活動に行ってきました。手前の方の家もあったものの、火災にあって無くなってしまいました。今の状態では農地にするのは厳しいので、非農地にしてもいいんじゃないかな、と思って見てきました。

○ 議長（会長）

ありがとうございました。ちなみに、燃えた時何してたのか。

- 奥山（喜）委員
材木置場で、要害の●●●●でした。建物があつた時は。
- 議長（会長）
火事でなくなった後は更地にしてそのままなつたということか。
- 奥山（喜）委員
はい。
- 議長（会長）
はい、以上現地調査の報告がありました。これに関して皆さんから何かご質問等あればお願いします。後藤委員。
- 後藤委員
ちょっと教えてください。権利者の●●●●さんというのは名目上は借りてたことになつていたのか。
- 事務局（奥山）
いえ、この土地の権利者というのは、隣接農地の所有者です。
- 後藤委員
ああ、隣接者ね。権利者となつていたから、申請地の権利持つてたのかと思ひました。
- 事務局（奥山）
いえ、隣の農地の所有者からの同意書になります。
- 議長（会長）
はい、ということでした。他に何かある方は。はい、ないと認めます。それでは、この非農地証明については、認めるということにさせていただきます。
以上で総会は終わります。

午後２時２０分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年8月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
